

(表)

納税義務者

世帯番号

通知番号

固定資産税・都市計画税 納税通知書 (道内用)

固定資産税額及び都市計画税を下記のとおり決定しましたので通知します。  
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。



| 期 別 | 納 付 税 額 (円) | 納 期 限 |
|-----|-------------|-------|
|     |             |       |
|     |             |       |
|     |             |       |
|     |             |       |

※ この納税通知書についての問い合わせ先  
北海道美幌市西3条南1丁目1番1号  
美幌市 税務課 資産税係 電話(0126)62-3140(直通)

(裏)

納期について

納期は、市税条例第65条により年4回(5月、7月、9月、12月)に分けていますので、各納期の納期限までに納付をお願いします。

◎ ご注意

①本書はこの税金について、4期分とも全部を納めてしまうまで使うことになりますから、大切に保管してください。

②各納期ごとに税金を納めるときは、お忘れなく本書をご持参ください。

③一括で全納できますが、全納の割引はありません。

◎ 届出のお願い

①賦課期日(1月1日)前に、固定資産の所有者が死亡し、資産を相続した場合。(現所有者に関する申告)

②現在、市外にお住まいの方で住所に変更があった場合。(住所変更の届出)

③家屋を取り壊した場合や、新築または増改築した場合。(新築、取壊しの届出)

④住宅の一部または全部を店舗、事務所等に変えるなどで住宅用地の使用状況に変更があった場合。

⑤土地の使用状況に変更があった場合。(現況地目の見直し)

(表)

固定資産税・都市計画税

納税通知書

|       |                 |                 |                   |                 |
|-------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|
|       | 土地の課税標準額<br>(円) | 家屋の課税標準額<br>(円) | 償却資産の課税標準額<br>(円) | 課税標準額の合計<br>(円) |
| 固定資産税 |                 |                 |                   |                 |
| 都市計画税 |                 |                 |                   |                 |
|       | 算出税額<br>(円)     | 軽減税額<br>(円)     | 敷地権持分税額<br>(円)    | 確定税額<br>(円)     |
| 固定資産税 |                 |                 |                   |                 |
| 都市計画税 |                 |                 |                   |                 |
|       | 減免税額<br>(円)     | 年税額<br>(円)      |                   |                 |
|       |                 |                 |                   |                 |

(裏)

◎ 固定資産税・都市計画税について

1 課税の根拠

固定資産税・都市計画税は地方税法第343条及び第702条ならびに市税条例第55条及び第149条により当該年度の初日の属する年の1月1日現在において固定資産課税台帳に登録されている固定資産(都市計画税については土地、家屋)の所有者に対し、賦課されます。  
※1月2日以降の売買(所有者の変更)、取壊しなどがあった場合でもその年度中は1月1日現在の所有者が納税義務者となります。

2 納税管理人の設定

①固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所(以下「住所等」という。)を有しない場合においては、市の区域内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に申告書を市長に提出し、または市の区域外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けてください。  
②上記にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

3 相続による納税義務者の承継

納税義務者が死亡した場合は、その相続人が納税義務を承継することになります。この場合、相続人が2人以上いるときは、そのうちから被相続人の賦課徴収に関する書類を受領する代表者を決めて市長に届け出なければなりません。この届け出がない場合には、市長が代表者を指定することになります。

4 審査の申出

固定資産の価格(評価額)について不服がある時には、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日からこの納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。ただし、評価替えの年以外の年度においては、地目の変換、家屋の増改築など価格(評価額)の変更があった場合を除き、審査の申出をすることはできません。

5 不服申立

①この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。  
②前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、決定(以下「処分」といいます。)の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。

6 納期限までに納税されない場合

①納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間はその年の延滞金特例基準割合に年1.0%を加算した割合)を乗じて計算します。  
②納期限までに税金を完納しないため督促状の送付を受け、かつ、その督促状を発した日から10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

7 固定資産税の免税点

同一の方が所有する土地、家屋、償却資産の課税標準額が次に掲げる額に満たない場合は、それぞれの固定資産税を課税しません。  
土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円

(表)

固定資産税・都市計画税 課税明細書

美唄市

|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|----------|-----------------------------|------------------|-----------|-------------|---------------|-----------------|--|
| 納税義務者    |                             | 納税管理人<br>代 納 者 等 |           | 枚目          |               | 枚中              |  |
|          |                             |                  |           | 世 帯 番 号     |               |                 |  |
|          |                             |                  |           | 通 知 番 号     |               |                 |  |
| 資産<br>区分 | 土 地 又 は 家 屋 の 所 在 地 ・ 通 称 名 |                  | 家 屋 番 号   |             | 前年度課税標準額 (円)  | 課 税 標 準 額 (円)   |  |
|          | 地 目 又 は 家 屋 種 類 ・ 構 造       |                  | 建 築 年 次   | 地積又は床面積 (㎡) | (上段:固定 下段:都計) | (上段:固定 下段:都計)   |  |
|          | 備 考                         |                  | 評 価 額 (円) |             | 軽 減 税 額 (円)   | 差 引 税 相 当 額 (円) |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |
|          |                             |                  |           |             |               |                 |  |

(裏)

口座振替について

① 市税の振替制度

税金の口座振替を利用されますと納期限を忘れることもなく、  
また納めに行く手間も省けて大変便利です。  
是非振替制度をご利用下さい。

② 口座振替の手続き

金融機関名(口座番号)を指定し、印鑑(通帳印)、納付書を持参  
の上、各金融機関または税務課窓口へ申し出てください。

③ 口座振替を利用されている方で、納税義務者等に変更があった  
場合は、新たに口座振替のお手続きが必要となります。

④ 口座振替取扱金融機関名

株式会社北洋銀行 本支店  
株式会社北海道銀行 本支店  
空知信用金庫 本支店  
空知商工信用組合 本支店  
北海道労働金庫 岩見沢支店  
美唄市農業協同組合 本所  
峰延農業協同組合 本所  
いわみざわ農業協同組合  
ゆうちょ銀行・郵便局

○納付について

特別な事情等により納付が困難な場合は、分割納付などの納付方法があります。そのまま放置していると督促状や催告  
通知、または滞納処分等の処置がとられる場合がありますので、お早めにご連絡またはご相談ください。

○固定資産税の減免について

固定資産税の納税義務者は、次の事項に該当する場合は、減免申請をすることができます。

① 災害により滅失し、または甚大な損害を受けた固定資産

② 貧困により、生活のため公私の扶助を受ける者またはこれに準ずる者の所有する固定資産

③ 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）

○他の金融機関については、払込手数料がかかる場合があります。

○納付場所、納付方法などについてご不明な点や減免に関するご相談等がございましたら、下記までご連絡ください。

美唄市 税務課

電話 (0126)62-3141番(直通)

(表)

| 納税義務者    |                | 納税管理人<br>代納者等 |           |                          | 枚目              |               | 枚中 |
|----------|----------------|---------------|-----------|--------------------------|-----------------|---------------|----|
|          |                |               |           |                          | 世帯番号            |               |    |
|          |                |               |           |                          | 通知番号            |               |    |
| 資産<br>区分 | 土地又は家屋の所在地・通称名 |               | 家屋番号      |                          | 前年度課税標準額(円)     | 課税標準額(円)      |    |
|          | 地目又は家屋種類・構造    |               | 建築年次      | 地積又は床面積(m <sup>2</sup> ) | (上段:固定 下段:都計)   | (上段:固定 下段:都計) |    |
|          | 備 考            |               | 評 価 額 (円) | 軽 減 税 額 (円)              | 差 引 税 相 当 額 (円) |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |
|          |                |               |           |                          |                 |               |    |

(裏)

